

# 地域包括支援センターって どんなところ？



# 地域包括支援センターとは

介護保険法（第115条の46）では・・・

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために  
必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の  
増進を包括的に支援することを目的とする施設とする」

➡ 高齢者の生活に関する  
包括的な支援を行なう



# 地域包括支援センターの運営

## ◆設置主体は市町村

地域によっては、委託を受けた社会福祉法人なども運営

## ◆所在地

境港市は市役所内に設置

## ◆全国の設置数

5,404か所 → 年々増加している

(令和4年4月末時点 厚生労働省調べ)



# 地域包括支援センターの機能

では実際にどんな機能があるの？



地域包括支援センターは大きく分けて4つの業務を行なう。

- ①総合相談
- ②介護予防ケアマネジメント
- ③権利擁護
- ④包括的・継続的マネジメント

# ①総合相談

・・・地域に住む高齢者に関する**総合的な相談窓口**

相談の内容に合わせ、適切な機関・制度・サービスにつなぐ。  
高齢者自身やその家族、近隣住民など誰でも相談ができる。

状態に応じて利用できるサービスや制度があります。  
困ったことがあれば、まずは相談してみましょう。

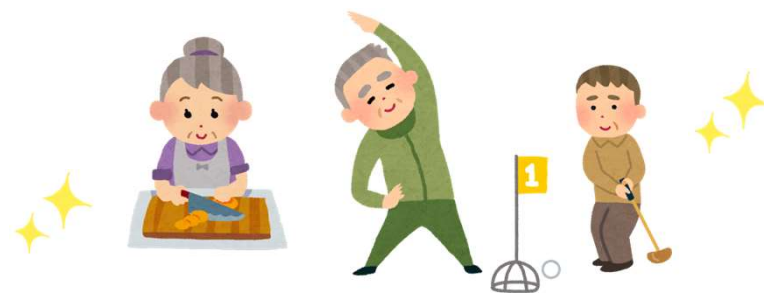


## ②介護予防ケアマネジメント

・・・要支援と認定された人の**介護予防ケアプラン**作成

高齢者の生活や心身状態を把握する。その上で生活課題に合わせて、介護予防サービスの提案などを行なう。

困りごとを補うだけでなく、本人と相談しながら生活や心身機能の改善を図り、地域の中で**生きがい**をもって**自立**した生活が送れるように援助する。



## ③権利擁護

・・・高齢者の権利を守るための支援

高齢者が安心して尊厳ある生活を送ることができるよう  
適切な権利行使、権利侵害からの救済、権利侵害防止の  
支援をする。

例) **成年後見制度**の活用、高齢者虐待への対応など

成年後見制度とは

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でないために、自分で権利を守ることが困難な人を支援する制度。後見人が金銭管理や手続き・契約などを代理することで、本人の保護を図る。

## ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

・・・高齢者が暮らしやすい地域になるよう環境を整備

医療・保健・介護分野の関係機関や地域住民と幅広く連携を図り、地域全体のネットワークづくりを行なう。個々の高齢者の問題解決や調整に臨みながら、高齢者が暮らしやすい地域となるよう包括的・継続的にサポートする。

具体的には、地域ケア会議の開催、  
個々のケアマネジャーへのサポートや指導等。

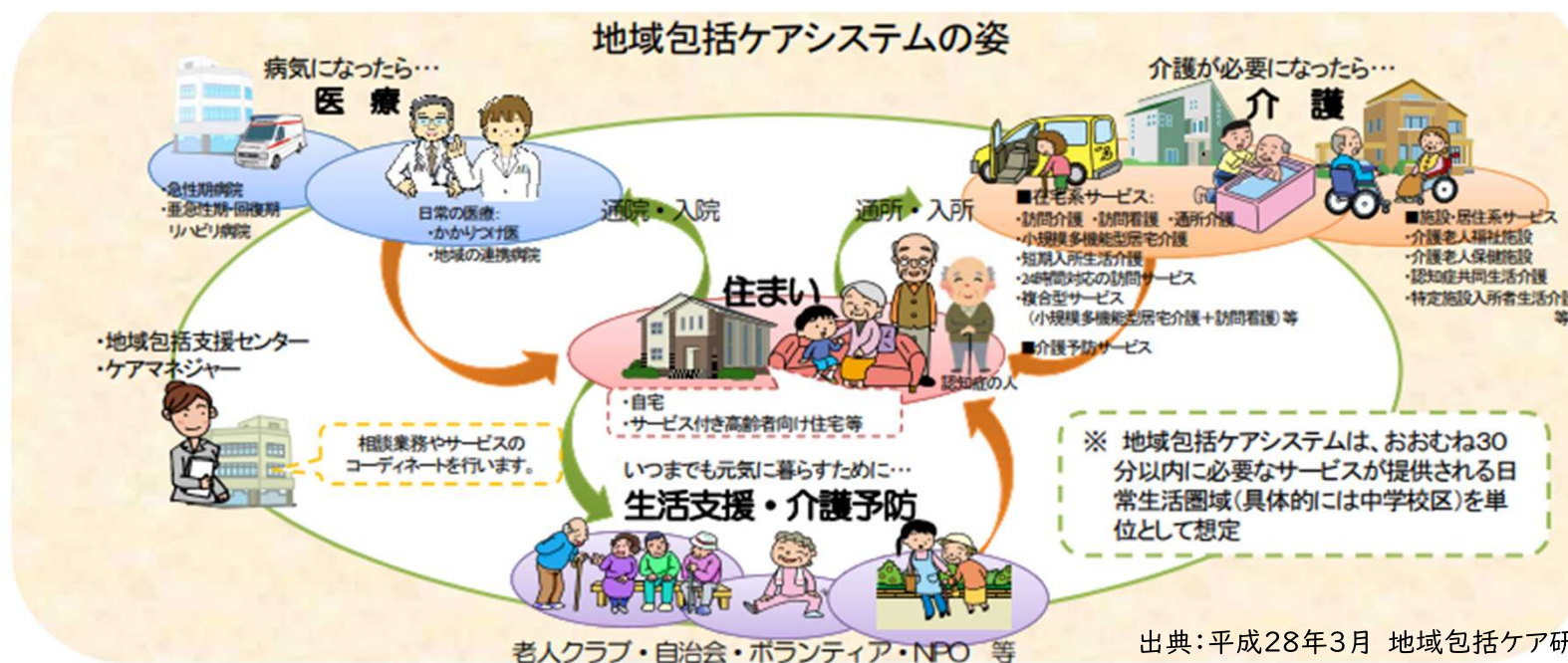
➡ **地域包括ケアシステムの構築**





# 地域包括ケアシステムとは

・・・介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるよう、地域で包括的な支援ができる体制のこと。



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

# 地域包括支援センターの職員

各センターに配置されている3職種

## ◆主任介護支援専門員

介護支援専門員として5年以上の経験と必要な研修を受けた者。  
他ケアマネジャーへの支援や指導を行う。

## ◆保健師

看護師及び保健師の資格を有している者。地域で健康に関する教室の開催やサポートなど、介護予防に向けた情報の普及啓発を行う。

## ◆社会福祉士

総合相談や権利擁護の相談を受け、制度の紹介や各種機関と連携を行う。

# 困ったことがあれば悩まずに相談を！

サービスを利用したいけど  
どうしたらいいんだろう

介護予防のためにどこかへ  
運動に行きたいなあ



家族の介護が限界だ  
どこに相談しよう

高齢者虐待ではないか  
と思う人がいるけれど・・・

高齢者の生活についてお困りのことがあれば、  
お住いの地域包括支援センターへ相談してみましょう。